

# ハローワークからのお知らせ

## 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正について

### 1 65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の義務化

【平成18年4月1日から施行】

定年(65歳未満のものに限る。)の定めをしている事業主について、65歳までの定年引き上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めを廃止のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければならないこととする。

ただし、労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間(当面大企業3年間、中小企業は5年間)は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の年齢は年金支給開始年齢の引き上げに合わせ、2013年度(平成25年)までに段階的に引き上げる。

### 2 解雇等による高齢者離職予定者に対する求職活動支援書の作成・交付の義務化

【平成16年12月1日から施行】

事業主都合の解雇等により離職することとなっている高齢者等が希望するときは、事業主は、当該高齢者等の希望を聴き、その職務の経歴や職業能力等キャリアの棚卸しに資する事項や再就職援助措置等を記載した書面(求職活動支援書)を作成し、交付しなければなりません。

求職活動支援書の様式例や記載例は、公共職業安定所で配付しておりますので必要な方は当所担当までお申し付け下さい。

### 3 労働者の募集及び採用の際、年齢制限をする場合の理由の提示の義務化

【平成16年12月1日から施行】

事業主は、労働者の募集及び採用をする場合に、やむを得ない理由により上限年齢(65歳未満のものに限る。)を定める場合には、求職者に対してその理由を提示しなければなりません。

### 4 シルバー人材センターが行う一般労働者派遣事業の手続きの特例

【平成16年12月1日から施行】

シルバー人材センターが、届出(労働者派遣法の特例)により臨時的かつ短期的または軽易な就業に関する一般労働者派遣事業を行うことを可能とします。

お問い合わせ等あれば、ハローワーク日立(21-6441)求人特援部門までご連絡下さい。

#### 参加事業所募集

ガンバレ高校生2005-in日立「新規高卒者就職面接会」を開催いたします。一人でも多くの高校生に就職の機会を場を確保するため、是非面接会に参加して下さいますようお願い申し上げます。

- 1.日時 平成17年1月20日(木)  
13:00～15:30 (受付開始12:30)
- 2.場所 ホテルサンガーデン日立  
日立市幸町1-20-3

お問い合わせ及びお申込みは

- ハローワーク日立 立 0294(21)6441  
ハローワーク常陸太田 0294(72)6446  
ハローワーク高萩 0293(22)2549まで。

#### 知的障害者の雇用に関する セミナー開催のお知らせ

知的障害者を取り巻く現況は、どうなっているか。また働きやすい職場環境とは、さらに雇用した場合における援護制度について理解を深めていただきます。多くの事業主の皆様のご参加をお待ちしております。

- 1.日時 平成17年1月20日(木)  
10:00～11:30 (受付開始9:30)
- 2.場所 ホテルサンガーデン日立  
(星海の間)  
日立市幸町1-20-3

お問い合わせ等は

- ハローワーク日立 0294(21)6441  
求人特援部門まで。